

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(四件)

○農用地利用配分計画の認可の申請

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定

○保安林の指定の解除の予定(二件)

○保安林の指定の解除

○所在地を確知できない建設業者の申出

○道路の区域変更

○道路の供用開始(二件)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

○土地改良区の定款変更の認可

○開発行為に関する工事の完了

○宮城県公報第三〇〇九号(平成三十年十一月十三日付け)中

○宮城県告示第千十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)に定める宮城県漁業協会の支所の地区	平成三十年十一月五日	気仙沼市唐桑町高石三十四番六 小浜康弘 気仙沼市唐桑町崎浜二丁目一七 小野寺 庄一	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十八号)第三十八号の四に規定するわかめ養殖業	十八人

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第八十四加入区	平成十九年宮城告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)に定める宮城県漁業協会の支所の地区	平成三十年十一月五日	塩釜市宇保石百四十六番一三 桜井 弘 塩釜市青葉ヶ丘五十一番六 桜井 好夫	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十八号)第三十八号の四に規定するこんぶ養殖業	二人

○宮城県告示第千十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第九十四加入区	区 域 平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)を公告された宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区	同意成立の届出年月日 平成三十年十一月五日	発起人の住所及び氏名 塩釜市舟入二一四一十一 佐藤 秀秋 塩釜市牛生町十四一 赤間 元男	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和二十九年政令第二百九十三号)第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	区域内特定養殖業者数 十人
-------------------	---	--------------------------	--	---	------------------

○宮城県告示第十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第九十四加入区	区 域 平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業加入区の設定)を公告された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区	同意成立の届出年月日 平成三十年十一月二日	発起人の住所及び氏名 石巻市狐崎浜字鹿立屋 敷六十二 石森 裕治 石巻市福貴浦字小田浜 一十 平塚 敏春	養殖業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和二十九年政令第二百九十三号)第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	区域内特定養殖業者数 二十五人
-------------------	---	--------------------------	--	---	--------------------

○宮城県告示第十二十一号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年十一月二十六日から平成三十年十二月十日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 申請年月日
平成三十年十一月七日
- 三 縦覧場所
宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第十二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業下志田地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
大崎市	鹿島台大迫	川北	一二四番一	田	田	一、九三五

○宮城県告示第十二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市唐桑町上鮎立二一の一の三、二一四の五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町上鮎立二一の一の三、二二四の五(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市下増田字南原六二四の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市外浜一の二・三の二・一一の二・一四の二・六三の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千二十六号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社つくる山本 勇始	主たる営業所の所在地 多賀城市下馬二丁目一番十五号K2プラ ンニングビル三〇二	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十八 第二万六百七十二号
--------------------------------	---	--

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二二一三一一一六(直通)

○宮城県告示第千二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町戸倉字向山一五四番地先から 同郡同町戸倉字水戸辺一〇〇番一地先まで		後A	前B	一二・六 四二・〇	八・四 二九・八	五八〇・〇	五八〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第千二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜十八成二番一地从先から同市十八成浜大嵐山四番二四六地先まで	平成三十年十一月二十六日

○宮城県告示第千二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字新中芝六三番一地从先から同郡同町戸倉字水戸辺一六五番三地从先まで	平成三十年十一月二十六日

○宮城県告示第千三十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 四・四・一号 中瀬公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千三十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画緑地

2 名称 八号 防災緑地二号

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千三十二号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年十一月十四日認可した。
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十一月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 川 名 一 彦

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十一月二十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市高館吉田字前沖二番十六、九番一、十番
一、二百五十八番、二百六十番、二百六十一番、
二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番、二
百六十五番、二百六十六番、二百六十七番、二百
六十八番、二百六十九番、二百七十番、二百七十
一番、同字南吉合九十番一
東京都豊島区東池袋三丁目二十番三号
株式会社西洋ハウジング

正 誤

○宮城県公報第三〇〇九号(平成三十年十一月十三日付け)中

ページ 段 行 正 誤
一 上 四 肝がん及び重度肝硬変 肝がん・重度肝硬変